

議会の現状とオンブズマン のこれまでの取り組み

～ 政務調査費・海外視察・費用弁償～

仙台市民オンブズマン

菊地 修

2008.11.29

1

私たちの取り組み(どうしてこんなに?)

- 政務調査費訴訟
市:平成13年度分から平成15年度分(勝訴)
県:平成15年度分から平成18年度分まで(勝訴, 係属中, 12月1日判決言渡し)
- 海外視察訴訟(係属中)
仙台市議会の2件(12月18日判決言渡し)
宮城県議会の2件(証人尋問:1月20日10時)
- 費用弁償(係属中)
9月10日に提訴(次回期日:12月15日1時)

2

政務調査費を出せる根拠

議員の調査研究に資するため, 県議会の各会派又は会派に所属しない議員に交付される公金(地方自治法100条13項以下)

- 宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例
- 仙台市政務調査費の交付に関する条例

3

政務調査費の額

- ◆ 宮城県
議員1人あたり月額35万円(年額420万円)
- ◆ 仙台市
議員1人あたり月額35万円(年額420万円)

4

議員に支出される税金は?

- ①議員報酬
- ②費用弁償(本会議や委員会に出席したときにもらえる)
- ③政務調査費
- ④海外視察(4年間の任期中に2回まで)
→では, いくらくらいになるのか

5

県と仙台市の対照表

	仙台市		宮城県	
	年額	月額	年額	月額
1 議員報酬	¥13,968,300	¥824,000	¥13,958,700	¥823,200
2 政務調査	¥4,200,000	¥350,000	¥4,200,000	¥350,000
小計	¥18,168,300	¥1,174,000	¥18,158,700	¥1,173,200
3 費用弁償	1日10,000円		距離に応じて支給	
4 海外視察	4年間で100万円		4年間で100万円	

6

予定された政務調査費の使い道

議員の調査活動のための資金として予定されている

(分類... 県条例施行規程第6条, 市条例施行規定2条)

- ①調査研究費, ②研修費, ③会議費,
- ④資料作成費, ⑤資料購入費, ⑥広報費,
- ⑦事務所費, ⑧事務費, ⑨人件費など

7

政調費...従前からの指摘

1. 第2の議員報酬(高額な経費水増し)
2. 私的な観光と区別不能の視察
3. 私的な備品の購入(本代, 油代等)
4. 政党の政治活動や選挙活動, 後援会活動への支出
5. 使途の情報公開の不十分さ(領収書添付の少なさ)

8

県条例・施行規程の問題点

- ①旅費の簡便計算の容認
- ②より分かりやすい調査研究結果報告書も不要
- ③調査研究費, 研修費, 会議費のほとんどについて領収書の添付不要
- ④事務所費, 人件費のずさんな按分

9

県の旅費の簡便計算の違法性

- 実費主義の原則を無視
- 領収書添付をまったくしていない(様式13号のみ)
- 不当な水増し認定... 自家用車で視察したら定額(たとえば7000円)がもらえる

10

7000円計上の実例(H16)

栗原の議員	0キロで7000円
気仙沼の議員	0.5キロで7000円
塩釜の議員	1キロで7000円
石巻の議員	1キロ7000円
多賀城の議員	1キロ7000円
仙台の議員(29回も)	1キロ7000円

11

宮城県議会のとりきめ(規程)

(宿泊しない場合)

50キロ未満	7,000円
50キロ以上100キロ未満	11,500円
100キロ以上150キロ未満	16,000円
150キロ以上200キロ未満	20,500円
200キロ以上	22,000円

12